

指定障がい児通所支援事業者 様

岡崎市長 内田 康宏

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の自
己評価結果等の公表について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基
準（平成24 年厚生労働省令第15号）により、児童発達支援、放課後等デイサ
ービス及び保育所等訪問支援事業者については、指定基準に基づいた自己評
価、保護者評価及び訪問先施設評価を実施し、その結果及び改善内容を1年に
1回以上、インターネットのホームページ等を活用して公表することが義務づ
けられています。自己評価結果等を公表しない、又は公表方法及び公表内容を
指定権者に届出していない場合については**減算の対象**となります。

岡崎市では、下記要領に沿って、W A M N E T の障がい福祉サービス等情
報公表システムに公表場所（U R L）を登録することをもって公表の届出があ
ったものとします。

記

1 対象事業所

令和6年4月1日までに指定を受けた児童発達支援（旧医療型児童発達支
援及び旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に
対し行う児童発達支援を除く）、放課後等デイサービス又は保育所等訪問支援
事業所

2 公表する評価表について

	①事業所にお ける自己評価 総括表	②保護者等か らの事業所評 価の集計結果	③事業所にお ける自己評価 結果	④訪問先施設か らの事業所評価 の集計結果
児童発達支援	○	○	○	—
放課後等デイサー ビス	○	○	○	—
保育所等訪問支援	○	○	○	○

3 審査基準（以下全ての要件に適合していること）

- (1) 障がい福祉サービス等情報公表システムの「サービス内容に関する事項」>「サービス別の項目」の「ガイドラインにおける自己評価の公表の有無」の項目が「あり」になっていること（児童発達支援、放課後等デイサービスのみ）
- (2) 障がい福祉サービス等情報公表システムの「サービス内容に関する事項」>「サービス別の項目」の「公表場所（URL等）」（児童発達支援、放課後等デイサービス）又は「利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等」の「公表ホームページのURL」（保育所等訪問支援）の項目に登録がされていること。
- (3) 登録されたURLのリンク先に「保護者等による評価」「訪問先施設による評価」（保育所等訪問のみ）と「事業所全体による自己評価」が掲載されていること。
- (4) 法人で複数の事業所を有する場合には、事業所ごとに評価及び公表を行うこと。
- (5) サービスごとに、上記2に記載の評価表①～④をそれぞれ公表すること。
（例：児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の多機能事業所の場合…児童発達支援で3種類、放課後等デイサービスで3種類、保育所等訪問支援で4種類の計10種類の公表が必要）
- (6) 評価結果は事業所ごとに作成すること。
（複数の事業所の情報を一つのファイルにまとめ、数珠つなぎで掲載するような方法などは不適）
- (7) 障がい福祉サービス等情報公表システムに登録されたURLは評価結果のファイル又は専用ページに直通のものであること。
（評価表の公表がされていない事業所のトップページなどは不適）
- (8) 1年に1回以上実施したことが分かるよう、公表日等の欄を記入すること。

4 届出期限

令和7年7月31日（木）

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係
TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650
Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp